

～飲食店の経営者のみなさまへ～ 事業系ごみの分け方・出し方

飲食店の事業活動から出るごみは**市は収集しません！事業者自らの責任で適正処理をお願いします！**
 お店兼住宅の場合、住宅部分から出るごみは家庭ごみなので市で収集しますが、お店部分から出るごみは事業系ごみになりますので家庭ごみに出せません。それぞれ分別し、適正に処理をしてください。



ごみを出す前に！食品廃棄物の減量の取り組み

食品リサイクル法により、**飲食店は食品廃棄物の発生抑制やリサイクルなどに努めることになっています。**
 まずは発生抑制を行い、そのうえで発生した食品廃棄物についてはできるかぎり減量化しましょう。

取り組み(1) 発生抑制

食材は必要な量だけ仕入れ、サイズ別メニューを導入するなど生ごみの発生量を減らす工夫をしましょう。

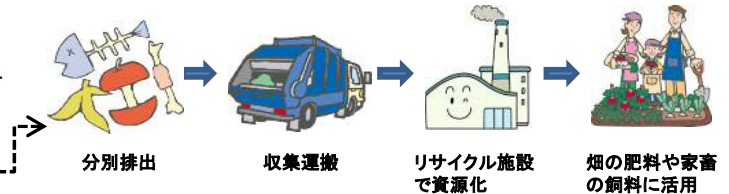
取り組み(2) 減量化

食品廃棄物の8割が水分です。よく水を切ってから廃棄しましょう。収集時の液だれによる苦情対策にもなります。

食品リサイクルにチャレンジ

さらなる減量化の取り組みとして、食品リサイクル業者へ処理を依頼してリサイクルすることができます。

- 【ステップ1】 収集運搬許可業者とリサイクル業者を決定
- 【ステップ2】 尼崎市資源循環課(☎06-6409-1341)に連絡
- 【ステップ3】 尼崎市と搬入先の自治体と協議
- 【ステップ4】 リサイクルスタート！-----



ごみの分け方・出し方 ごみを出す際は、必ず「尼崎市指定袋(家庭用)」以外の袋で出してください！

生ごみ、木くず、紙くず、繊維くず

- ・生ごみ(売れ残り、食べ残り、調理残さなど)
- ・木くず(割りばしなど)
- ・紙くず(リサイクルできない紙(紙コップ、レシート)など)
- ・繊維くず(衣類、雑巾など)



処理方法① 一般廃棄物収集運搬業の許可業者に回収を依頼する

・下表の許可業者に直接連絡し、収集頻度、排出場所、収集運搬料金を相談して契約してください。

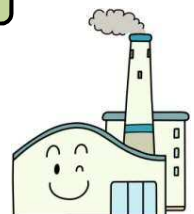
許可業者名	よみがな	所在地	電話番号
(株)摂津	せつつ	東塚口町2-4-27	06-6429-1818
(株)阪神衛生	はんしんえいせい	西立花町2-30-12	06-6417-8220
(有)松川衛生	まつかわえいせい	菜切山町53	06-6438-0291
(有)清菱	せいりょう	南武庫之荘12-13-13	06-6437-0660
(有)宮城衛生	みやぎえいせい	南武庫之荘12-20-7	06-6437-5117
(有)荒木衛生	あらかえいせい	浜田町1-2	06-6417-0775
(有)森衛生	もりえいせい	下坂部3-7-12	06-6493-5270
(株)飯尾	いいお	西川1-1-18	06-6498-3165
(有)沖田実業	おきたじつぎょう	水堂町4-9-23	06-6430-9628
尼崎商業事業(株)	あまがさきしょうぎょうじぎょう	東海岸町1-52	06-6409-1005
(公財)尼崎環境財団	あまがさきかんきょうざいだん	東海岸町1-120	06-6409-1313

処理方法② クリーンセンターに自ら直接搬入する

- ・搬入日の前日までに電話予約が必要です。また、10kgあたり123円の料金がかかります。
- ・詳細は、尼崎市立クリーンセンター(第2工場)にお問い合わせください。

■ 尼崎市立クリーンセンター(第2工場)

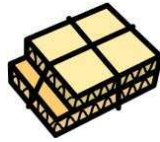
所在地: 尼崎市東海岸町16番地の1 ☎: 06-6409-0101 FAX: 06-6409-1721
 予約時間: 年末年始を除く月～金曜日(祝日含む)(8時30分～17時15分)
 持込時間: 年末年始を除く月～金曜日(祝日含む)(9～10時、14～15時)



紙資源

リサイクルできる紙資源はクリーンセンターに搬入できません。搬入された場合は持ち帰っていただきます。汚れや臭いのついた紙はリサイクルできない場合があります。

- ・段ボール
- ・新聞
- ・雑誌
- ・チラシ類
- ・コピー用紙
- ・雑紙類
- ・シュレッダー紙
- ・空き箱 など



処理方法 ① 古紙専門業者に回収を依頼する

- ・古紙専門業者に直接連絡し、収集頻度、排出場所等を相談して契約してください。
- ・古紙専門業者は電話帳、インターネットや尼崎市家庭ごみべんりちょうなどで探してください。
- ・古紙専門業者がわからない場合は、市ホームページに掲載している「尼崎市資源集団回収運動登録業者」に回収を依頼してください。



尼崎市資源集団回収運動登録業者

処理方法 ② NPO法人あまがさきエコクラブに回収を依頼する

- ・NPO法人あまがさきエコクラブは、事業系古紙の巡回回収を行い、トイレトーパーを作製・販売するリサイクルシステムを構築しています。

■ NPO法人あまがさきエコクラブ

ホームページ：<http://www.ecoama.jp/> FAX:06-6413-5406 ①:info@ecoama.jp



処理方法 ③ 現在契約中の一般廃棄物収集運搬業の許可業者に回収を依頼する

- ・発生する古紙の量が少ない場合は古紙専門業者が回収してくれないことがあります。そういった場合は、生ごみ等の回収を依頼している一般廃棄物収集運搬業の許可業者へ紙資源の回収を依頼してください。

産業廃棄物

【法で定める20種類のもの】

- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・ゴムくず
- ・金属くず など

※ 天ぷら油やグリーストラップで集めた油脂・汚泥は産業廃棄物です！



処理方法 産業廃棄物収集運搬業の許可業者に回収を依頼する

- ・廃棄する産業廃棄物の種類の許可を持った業者に回収を依頼してください。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物の区分や産業廃棄物の種類等の詳細については、尼崎市産業廃棄物対策担当(☎:06-6489-6310)にお問い合わせください。
- ・産業廃棄物処理業者の紹介については、一般社団法人兵庫県産業資源循環協会(☎:078-381-7464)にお問い合わせください。

カラス対策をしましょう

飲食店から出る食品廃棄物はカラスの格好のエサとなります。カラスにごみを漁られないように対策をとりましょう。

■ カラス対策の例

- カラス除けのネットを使用する。
- ごみをごみ箱等の容器に入れ、しっかりふたをする。
- カラスのエサとなる食品廃棄物を減らす。



ご不明な点は尼崎市資源循環課までお問い合わせください

